

(別添)

財政状況等一覧表(平成18年度)

(百万円)

団体名

柳井市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
9,212	416	9,627

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの) (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	16,791	16,526	265	244	23,089	36	基金から104 百万円繰入
平郡診療所事業 特別会計	76	76	0	0	7	18	
市有林野区事業 特別会計	1	1	0	0	-	-	基金から1百 万円繰入
同和対策資金貸 付事業特別会計	9	9	0	0	4	3	
普通会計	16,850	16,584	266	244	23,100	36	基金から100 百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの) (百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	852	851	-	1	2,406	261	100.9	-	-	法適用企業
国民健康保険事 業特別会計	(以下歳入) 4,032	(以下歳出) 4,003	29	29	(以下地方債) -	350	-	-	-	
港湾整備事 業特別会計	44	42	2	2	-	-	-	-	-	
市営駐車場事業 特別会計	34	34	0	0	112	24	-	-	-	
土地開発事 業特別会計	189	189	0	0	-	-	-	-	-	基金から188 百万円繰入
簡易水道事 業特別会計	334	334	0	0	673	87	-	-	-	
老人保健事 業特別会計	4,964	4,992	28	28	-	376	-	-	-	
公共下水道事業特別会計	1,481	1,694	213	230	10,407	582	-	-	-	
うち公共下水道事業	1,369	1,543	174	191	9,047	530	-	-	-	
うち特環下水道事業	112	151	39	39	1,360	52	-	-	-	
農業集落排水事 業特別会計	193	337	144	144	1,953	101	-	-	-	
介護保険事 業特別会計	2,869	2,780	89	87	5	398	-	-	-	
国民宿舎事 業特別会計	89	89	0	0	-	12	-	-	-	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 法適用企業に係るもの以外のもについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。

3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
柳井地区広 域消防組合	1,481	1,464	17	17	208	43.82	-	-	-	
周東環境衛 生組合	685	670	15	15	292	59.08	-	-	-	
柳井地域広域水 道企業団	1,402	1,594	-	192	15,971	-	87.9	-	1,740	法適用企業、繰出 金73百万円
柳井地区広 域事務組合	19	16	3	3	-	39.74	-	-	-	
山口県市町総合 事務組合	2,701	2,629	72	72	-	1.53	-	-	-	
山口県後期高齢 者医療広域連合	17	17	-	-	-	2.93	-	-	-	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
柳井土地開 発公社	0	15	10	-	184	954	-	
平郡航路 (有)	10	5	10	39	-	-	8	
(財)やない花のま ちづくり振興財団	8	18	10	33	-	-	-	
(財)やまぐち農 林振興公社	6	588	2	1	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.60	実質収支比率	2.6
実質公債費比率	20.1	経常収支比率	92.8

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。

財政状況等一覧表の見方

ポイント

- 1 黒字額または赤字額は、1～4表の形式収支、実質収支、純損益及び経常損益をご覧ください。赤字の場合は、「△」の符号がつきます。
- 2 一般会計等の実質収支の赤字額が一定規模以上になると、「地方財政再建促進特別措置法」に基づく財政再建団体として地方債の発行などが制限されるとともに、歳出の削減や負担の増加などにより赤字を解消し、計画的に財政再建を図る必要があります。
- 3 1～3表の地方債(企業債)現在高が借金の残高になります。4表の債務保証に係る債務残高及び損失補償に係る債務残高は、第三セクター等が経営破綻した場合には市町が負担しなければならなくなる恐れがあります。
- 4 平成20年4月1日からは、地方公共団体の新たな財政健全化の枠組みである「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成19年度決算から新たな財政指標(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を公表するとともに、平成20年度決算からは、当該財政指標の悪化の度合いに応じて、財政健全化計画等を策定するなど、公営企業や第三セクター等も含めた、地方公共団体全般にわたる財政情報の把握や情報開示などを通じて、一層の財政健全化の取組が求められます。

注意事項

表示単位未満を四捨五入しているため、差引額等が一致しない場合があります。

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

本表は、一般会計及び各特別会計のうち主として普通会計に属する会計ごとの決算数値が記入されています。

一般会計及び各特別会計の数値は決算書に基づく数値が、普通会計の数値は総務省が実施している「地方財政状況調査」の数値が記入されています。したがって、当該調査における数値の報告方法や純計処理等のため、一般会計及び各特別会計の合計が「普通会計」欄の数値とは、一致しない場合があります。

【用語の説明】

○一般会計

市町の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。

○特別会計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。

○普通会計

公営事業会計以外の一切の会計をいい、市町の一般会計と、公営事業会計を除いた各種の特別会計を合計して、一つの会計を想定したものです。したがって、合算に際しては、各会計間の「繰入」、「繰出」に係る重複額を控除する等の純計操作を行った、いわゆる「純計額」によっています。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等、財政比較や統一的な掌握が困難なため、「地方財政状況調査」上、統一的に用いられる会計区分であり、地方自治法等の法律によって規定されているものではありません。

○形式収支

当該年度において収入された現金と支出された現金の差額を把握するもので、「歳入決算総額－歳出決算総額」により求められます。

○実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、「歳入歳出差引額(形式収支)－翌年度に繰り越すべき財源」により求められます。

○地方債現在高(1～3表)

地方債は、市町が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。地方債現在高は、これまで発行してきた地方債の累積額を表しており、これによって、市町が今どれくらい未返済の借金が残っているかが分かります。

○繰入金(1～2表)

市町の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動です。例えば、特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計から資金の繰入れを行って財源補てんをしなければならない場合があります。

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

本表は、特別会計のうち、1以外のもの(主として公営事業会計に係るもの)全てについて、その決算数値が記入されています。

公営企業に属する会計の区分及び各項目の数値は、総務省が実施している「地方公営企業決算状況調査」の対象事業区分及び数値が記入されています。その際、一つの特別会計で複数の事業を実施している場合は、複数行で記入されています。

地方公営企業法を適用している公営企業に係るものは、備考欄に「法適用企業」と記入し、法適用企業に係るもの以外のものは、「総収益」、「総費用」、「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」、「歳出」、「実質収支」と注記、該当する数値が記入されています。なお、「不良債務」、「累積欠損金」は正数で記入されています。

「地方公営企業決算状況調査」で報告している会計以外の公営事業会計の数値は、決算書に基づく数値が記入されています。

【用語の説明】

○公営事業会計

市町の行う公営企業、国民健康保険事業(直診勘定に係る病床20床以上の病院で公営企業会計で取り扱われるものを除く)、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業(自転車競走(競輪)、小型自動車競走(オートレース)、モーターボート競走(競艇)などの公営競技)及び交通災害共済事業に係る会計の総称です。

○公営企業会計

当該事業にかかる経費を主に使用料等の収入でまかなって住民サービスを提供するための特別会計です。公営企業とは、市町の経営する企業を指し、地方公営企業法の全部又は一部を適用している「法適用企業」と、それ以外の「法非適用企業」とに分かれます。

法適用企業は、企業会計方式(複式簿記)で経理が行われ、民間企業と同様に、収益及び

費用が発生した時点において会計処理がなされます。法非適用企業は、官庁会計方式(単式簿記)で経理が行われ、現金による収入又は支出があった時点において会計処理がなされません。

○法適用企業

地方公営企業法第2条第1項に掲げる事業(水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスの7事業)と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業をいいます。また、その他の事業のうち独立採算で運営できるものについても条例で定めることにより法を適用することができます。

○総収益

法適用企業において、「営(医)業収益(料金収入等)＋営(医)業外収益(受取利息・他会計補助金等)＋特別利益(固定資産売却益等)」で求められます。

○総費用

法適用企業において、「営(医)業費用(人件費、物件費等)＋営(医)業外費用(支払利息等)＋特別損失(固定資産売却損等)」で求められます。

○形式収支

当該年度において収入された現金と支出された現金の差額を把握するもので、「歳入決算総額－歳出決算総額」で求められます。ただし、法非適用企業会計は「形式収支＝収益的収支差引＋資本的収支差引－積立金＋前年度繰越金－前年度繰上充用金－収益的収支に充てた地方債」で求めます。

○純損益

法適用企業において、「総収益－総費用」で求められ、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいます。

○実質収支

「歳入歳出差引額(形式収支)－翌年度に繰り越すべき財源」により求められます。

○経常収支比率

「経常収益÷経常費用×100」により求められます。

○不良債務

法適用企業において、「流動負債－(流動資産－翌年度に繰り越すべき財源)」で求められ、資金的に当面の支払い能力を超える債務で、流動負債の額が流動資産の額を超える額のことです。

不良債務が発生している状況は、当面の支払能力を超える債務があること、すなわち資金不足が生じていることを意味し、地方公営企業の経営上その解消が優先され、必要な建設投資資金を確保するためにも不良債務の発生を防ぎ、経営の健全化に努めることが必要です。

○累積欠損金

法適用企業において、営業活動により欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等で埋め合わせできなかった各事業年度の損失額の累積です。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

本表は、当該市町が加入している全ての一部事務組合及び広域連合ごとの決算書に基づく数値が記入されています。

一つの組合に複数の会計があり、かつ公営企業会計に属する会計とそれ以外の会計があ

る場合は、複数行で記入されています。

地方公営企業法を適用している公営企業に係るものは、「歳入」、「歳出」、「実質収支」の欄に、それぞれ「総収益」、「総費用」、「純損益」と注記、該当する数値が記入されています。

また、「当該団体の負担割合」は、決算値に基づく平成18年度の実績を記入しています。ただし、公営企業会計等に属する会計に対する繰出金は、負担割合の算出からは除外し、備考欄に「繰出金〇〇百万円」と記入されています。

【用語の説明】

○一部事務組合

市町が、事務の一部を共同して処理するために設立する団体です。

○広域連合

市町が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設立する団体です。

○負担金割合

負担割合 = $\frac{\text{当該団体が構成団体として支出した分担金及び負担金の総額}}{\text{一部事務組合等が各構成団体より歳入した分担金及び負担金総額}}$

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

本表は、総務省が実施している「第三セクター等の状況に関する調査」をもとに記入されています。

また、当該市町が出資する会社法人、民法法人、地方土地開発公社のうち、以下のいずれかの条件を充足する法人について記入されています。

条 件

①当該市町が(迂回出資分も含め)25%以上出資するもの

②当該市町が財政支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を実施しているもの

【用語の説明】

○第三セクター

一般的には国や地方公共団体の公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体を指します。

○経常損益

営業収益及び営業外収益から、営業費用及び営業外費用を控除したもので、本業以外の損益も含めた経営活動による儲けが黒字か赤字かが分かります。

○資本

「資産－負債」で求められ、当該法人等の経営における元手(財産等)を表します。

○正味財産

今すぐに資産をすべて現金化し、負債を全額返済した際に手元に残る財産の額で、上記「資本」と同じ意味です。

○出資金

市町が当該法人等の債権や株式を取得したり、財団法人の寄附行為に係る出捐金を支出する経費を表します。

○補助金

当該法人等の行う事務や事業に対し、その助成あるいは財政上の援助を与えるために市

町が交付する現金的給付です。

○貸付金

市町が、各種行政政策上の目的で、当該法人等へ貸しているお金です。

○地方土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて設立された法人で、地域の秩序ある整備を図るため、必要な公有地となるべき土地を市町等に代わって先行取得することを主たる業務としています。

○債務保証

地方土地開発公社が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、債権者である金融機関等の債権を担保するため、市町が返済等の代位弁済を定めた契約を締結することです。

○損失補償

市町が第三セクターへの財政援助の一手法として、対象となる事業の持つ公益的事情から採算上の問題がある場合や、市町からの損失補償がなければ条件のよい融資を受けることが困難となるような特定の事業の安定又は発展を奨励・援助するために、金融機関等に対して、損害が発生した場合、その補償を補てんすることを定めた契約を締結することです。

5 財政指数

本表は、「地方財政状況調査」の報告数値をもとに記入されています。

【用語の説明】

○財政力指数

市町の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値で、次の算式により求められます。財政力指数が、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があります。

$$\text{財政力指数} = \left(\frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度〃}}{\text{前年度〃}} + \frac{\text{当該年度〃}}{\text{当該年度〃}} \right) \div 3$$

○実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の過去3ヶ年間の平均値で、次の算式により求められます。

従来の起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、地方債協議制度の下で、18%以上の市町は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の市町は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の市町は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(※「準元利償還金」)

C: A又はBに充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E: 標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)

F: 臨時財政対策債発行可能額

※ 準元利償還金

ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額

イ 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金

ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等)

オ 一時借入金の利子

○実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいい、一般的には概ね3~5%が望ましいとされている。

○経常収支比率

市町の財政構造の弾力性を判断するための指標で、次の算式により求められます。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源)}}{\text{経常一般財源(地方税+普通交付税等)+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

○標準財政規模

市町の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{標準財政規模} = \left(\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{財政一} \\ \text{収入額} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{所得譲与税、特別とん譲与税、} \\ \text{自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、} \\ \text{地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金、} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{所得譲与税、特別とん譲与税、} \\ \text{自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、} \\ \text{地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金、} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) + \text{普通交付税}$$

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

平成13~15年度及び平成16~18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算(臨時財政対策分)、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされました。